

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月24日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第23号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和60年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 一の昇給日において<u>次の各号のいずれかに該当する特定職員の昇給の号給数から3を減じた号給数</u>（特定職員のうち県職員給与条例第4条第8項又は学校職員給与条例第6条第8項の規定の適用を受ける職員（以下「特定昇給抑制職員」という。）にあっては、昇給の号給数）の合計は、特定職員の職員数が少数である場合を除き、特定職員の職員数等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。</p> <p><u>(1) 第1項第1号の規定により昇給区分をⅠ又はⅡに決定する特定職員</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号の規定により昇給区分をⅢに決定する特定職員であって、昇給の号給数を4に決定するもの</u></p> <p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第37条 前条の規定は、特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。この場合において、同条第7項中「別表第28の9に定める特定職員昇給号給数表」とあるのは「別表第28の10に定める一般職員昇給号給数表」と、同条第11項中「3を減じた」とあるのは「4を減じた」とある。</p>	<p>(特定職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第36条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 一の昇給日において<u>第1項第1号の規定により昇給区分をⅠ又はⅡに決定する特定職員の昇給の号給数から3を減じた号給数</u>（特定職員のうち県職員給与条例第4条第8項又は学校職員給与条例第6条第8項の規定の適用を受ける職員（以下「特定昇給抑制職員」という。）にあっては、昇給の号給数）の合計は、特定職員の職員数が少数である場合を除き、特定職員の職員数等を考慮して人事委員会の定める号給数を超えてはならない。</p> <p>(一般職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第37条 前条の規定は、特定職員以外の職員（以下この条において「一般職員」という。）の昇給区分及び昇給の号給数について準用する。この場合において、同条第7項中「別表第28の9に定める特定職員昇給号給数表」とあるのは「別表第28の10に定める一般職員昇給号給数表」と、同条第11項中「3を減じた」とあるのは「4を減じた」とある。</p>

改正前							改正後									
と、「特定職員」とあるのは「一般職員」と、「特定昇給抑制職員」とあるのは「一般昇給抑制職員」と、 <u>同項第2号中「4」とあるのは「5」と読み替えるものとする。</u>							と、「特定職員」とあるのは「一般職員」と、「特定昇給抑制職員」とあるのは「一般昇給抑制職員」と読み替えるものとする。									
別表第28の9（第36条関係）							別表第28の9（第36条関係）									
特定職員昇給号給数表							特定職員昇給号給数表									
昇給区分		I	II	III	IV	V	昇給区分		I	II	III	IV	V			
昇給の号給数		8以上	<u>6</u>	<u>2以上</u> <u>4以下</u>	1	0	昇給の号給数		8以上	<u>4以上</u> <u>6以下</u>	<u>2又は</u> <u>3</u>	1	0			
		<u>2以上</u>	<u>1</u>	0	0	0			昇給の号給数		<u>5以上</u>	<u>1以上</u> <u>3以下</u>	0	0	0	
備考 略							備考 略									
別表第28の10（第37条関係）							別表第28の10（第37条関係）									
一般職員昇給号給数表							一般職員昇給号給数表									
昇給区分		I	II	III	IV	V	昇給区分		I	II	III	IV	V			
昇給の号給数		管理職員	<u>8以上</u>	<u>6</u>	<u>3以上</u> <u>5以下</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	昇給の号給数		管理職員	一般昇給抑制職員以外の職員	<u>8以上</u>	<u>5又は</u> <u>6</u>	<u>3又は</u> <u>4</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
		一般昇給抑制職員	<u>4以上</u>	<u>1又は</u> <u>2</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>									

改正前							改正後							
	<u>管理職員以外の職員</u>	<u>6以上</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>0</u>		<u>管理職員以外の職員</u>	<u>一般昇給抑制職員以外の職員</u>	<u>6以上</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
	<u>一般昇給抑制職員</u>	<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>		<u>一般昇給抑制職員</u>		<u>2以上</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<p>備考 <u>1</u> 「管理職員」とは、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1に掲げる職（同表の区分の欄が2種（公安職給料表の適用を受ける職に限る。）、3種、4種、5種又は6種である職に限る。）にある職員のうち、<u>一般昇給抑制職員以外の職員</u>であって、次に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ次に定める職務の級の適用を受けるものをいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>2</u> 「<u>管理職員以外の職員</u>」とは、<u>管理職員及び一般昇給抑制職員</u>のいずれにも該当しない職員をいう。</p>							<p>備考 「管理職員」とは、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1に掲げる職（同表の区分の欄が2種（公安職給料表の適用を受ける職に限る。）、3種、4種、5種又は6種である職に限る。）にある職員のうち、次に掲げる給料表の区分に応じ、それぞれ次に定める職務の級の適用を受けるものをいう。</p> <p>(1)～(8) 略</p>							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。